

◎ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
目次	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	
第一章 総則（第一条・第二条）		
第二章 公的介護施設等の整備（第三条—第十二条）		
第三章 特定民間施設の整備（第十三条—第二十二条）		
第四章 雜則（第二十三条）		
第五章 罰則（第二十四条）		
附則		
第一章 総則		
（目的）		
第一条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する措置を講じ、もつて老人をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。		
（目的）		
第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展並びに地域及び家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、国民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスへの需要が増大していることにかんがみ、民間事業者が公的な保健サービス及び福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進する措置を講じ、もつて老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資するこ		

とを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）に基づく福祉サービスをいう。

2 この法律において「公的介護施設等」とは、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設その他これに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの（次項に規定する特定民間施設を除く。）をいう。

3 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

(定義)

第二条 この法律において「特定民間施設」とは、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条に規定する保健事業、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百二十三号）に基づく福祉サービス及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス（以下「公的保健福祉サービス」という。）との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一四 (略)

第二章 公的介護施設等の整備

(整備基本方針)

第三条 厚生労働大臣は、公的介護施設等の整備に関する基本方針（以下「整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2

整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公的介護施設等の整備の目標に関する事項

二 次条第一項に規定する市町村整備計画及び第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画の作成に関する基本的な事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、整備基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村整備計画)

第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、整備基本方針に基づき、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）¹⁾との当該区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項
イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

(1) 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

(2) 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）

ハ その他日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 市町村整備計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければならない。

（市町村への交付金の交付等）

第五条 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘査して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設生活環境改善計画)

第六条 都道府県は、整備基本方針に基づき、当該都道府県における公的介護施設等における生活環境の改善を行うための計画（以下「施設生活環境改善計画」という。）を作成することができる。

2 施設生活環境改善計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項

イ 次に掲げる老人福祉施設であつて当該老人福祉施設における生

活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの

の

(1) 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

(2) 特別養護老人ホーム

(3) 軽費老人ホーム

ロ その他施設における生活環境を改善する必要があるものとして

厚生労働省令で定める施設

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 施設生活環境改善計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定す

る都道府県老人福祉計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する

都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければなら

ない。

4 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更しよ

うとするときは、あらかじめ、当該施設生活環境改善計画に記載された施設に係る市町村（次項において「関係市町村」という。）の意見

を聴かなければならない。

5 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更した

ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない。

(都道府県への交付金の交付等)

第七条 都道府県は、次項の交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該施設生活環境改善計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老人福祉法等の特例)

第八条 第五条第二項又は前条第二項の規定による交付金を充てて整備する老人福祉法に定める老人の福祉のための事業に要する費用については、同法第二十六条第二項の規定に基づく国の補助は、同項の規定にかかわらず、行わないものとする。

第九条 市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる施設（以下この項及び次条において「市町村整備施設」という。）に係る施設を設置する者（以下「施設設置者」という。）が、当該市町村整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該

規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該市町村整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

2 施設生活環境改善計画に掲載された第六条第一項第一号に掲げる施設（以下この項において「都道府県整備施設」という。）に係る施設設置者又は施設において介護給付等対象サービス等を提供している者が、当該都道府県整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該都道府県整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

第十条 施設設置者は、前条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該施設設置者に係る市町村整備施設の所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

（大都市等の特例）

第十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第三章 特定民間施設の整備

(基本方針)

第十二条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六 （略）

七 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項

八 （略）

3・4 （略）

(整備計画の認定等)

第十三条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 特定民間施設が立地する市町村又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用する事が想定されるもの（以下「対象地域」という。）の区域

四～六 （略）

七 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項

八～十 （略）

(基本方針)

第三条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六 （略）

七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項

八 （略）

3・4 （略）

(整備計画の認定等)

第四条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 特定民間施設が立地する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用する事が想定されるもの（以下「対象地域」といいう。）の区域

四～六 （略）

七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項

八～十 （略）

3 (略)

(認定の基準)

第十四条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一・二 (略)

(関係都道府県等の意見の聴取)

第十五条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(認定の通知)

第十六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 (略)

(整備計画の変更)

第十七条 計画の認定を受けた者（その者の設立に係る**第十三条第一項**の法人を含む。）は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするとときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第十三第三項及び前二条の規定は、前項の変更の認定の申請があつ

3 (略)

(認定の基準)

第五条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一・二 (略)

(関係都道府県等の意見の聴取)

第六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聴かなければならぬ。

2 (略)

(認定の通知)

第七条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 (略)

(整備計画の変更)

第八条 計画の認定を受けた者（その者の設立に係る**第四条第一項**の人を含む。）は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第四第三項及び前二条の規定は、前項の変更の認定の申請があつ

つた場合について準用する。

(報告の徴収)

第十八条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関する報告をさせることができる。

(改善命令)

第十九条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十条 厚生労働大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生労働大臣の処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第十六条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(報告の徴収)

第九条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関する報告をさせることができる。

(改善命令)

第十一条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができ。

(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生労働大臣の処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(課税の特例)

第十三条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品であつて当該認定計画に係る特定民間施設においてその事業の用に供されるもののうち、当該特定民間施設の機能を發揮させるのに著しく資するものについては、租税特別措

置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができる。

（資金の確保）

第十二条 国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従つて民間施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第二十一条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）

第二十二条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかると同様の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 （略）

第四章 雜則

（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

第五章 罰則

第二十四条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 (略)

(罰則)

第十七条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)